

さけはえ縄漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第13号に掲げる次のさけはえ縄漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和5年8月9日

岩手県

1 さけはえ縄漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 漁業種類 | | 操業区域 | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 船舶の総トン数 | 漁業者の資格 | 許可または起業の認可をすべき船舶等の数 |
|----------|----------------|-----------------|---------------------|----------|-------------|--|---------------------|
| 水産動植物の種類 | 漁具の種類その他の漁業の方法 | | | | | | |
| さけはえ縄漁業 | さけ はえ縄 | 操業区域1 別記のとおり | 10月16日から 1月31日まで | 制限なし | 10トン未満 | 岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、下閉伊郡のうち普代村又は九戸郡のうち洋野町若しくは野田村に漁業根拠地を有するもの | 14 |
| | | | | | | 岩手県内に住所を有する者のうち、宮古市又は下閉伊郡（普代村を除く。）に漁業根拠地を有するもの | 62 |
| | | | | | | 岩手県内に住所を有する者のうち、釜石市又は上閉伊郡に漁業根拠地を有するもの | 1 |
| | | 操業区域2 別記のとおり | | | 3トン以上10トン未満 | 岩手県内に住所を有する者のうち、大船渡市又は陸前高田市に漁業根拠地を有するもの | 1 |
| | | | | | | 岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、下閉伊郡のうち普代村又は九戸郡のうち洋野町若しくは野田村に漁業根拠地を有するもの | 27 |
| | | | | | | 岩手県内に住所を有する者のうち、宮古市又は下閉伊郡（普代村を除く。）に漁業根拠地を有するもの | 25 |

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年8月18日から令和5年9月22日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和5年10月16日（令和5年10月17日以降の場合は許可の日）から、令和6年1月31日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) 操業区域1で操業する場合

ア 漁獲物の陸揚げは県内の港で行わなければならない。

イ 知事が人工増殖用親魚の確保のため操業を制限した場合には、これに従わなければならない。

(イ) 操業区域2又は両方の操業区域で操業する場合

ア 漁獲物の陸揚げは県内の港で行わなければならない。

イ 操業に当たっては、無線設備及びGPS又はレーダー設備を具備しなければならない。

ウ 知事が人工増殖用親魚の確保のため操業を制限した場合には、これに従わなければならない。

ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合には水産振興課総括課長に提出するものとする。

エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

別記 操業区域

1 操業区域1

岩手県と青森県の境界にある境石と次のアからキまでの各点及び宮城県気仙沼市唐桑町御崎突端を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のうち岩手県地先海面

ア 岩手県と青森県の境界にある境石から新太鼓石を見通した線上5海里の点

イ 下閉伊郡普代村黒崎突端正東5海里の点

ウ 宮古市重茂鯛ヶ崎突端正東6海里の点

エ 釜石市尾崎突端正東6海里の点

オ 大船渡市三陸町越喜来首崎突端正東5海里の点

カ 大船渡市三陸町綾里綾里崎突端正東4海里の点

キ 陸前高田市広田町地先椿島南端南東3海里の点

2 操業区域2

次のアからオまでの各点を順次に結んだ線以西の岩手県沖合海面（操業区域1の海域及び大船渡市三陸町越喜来首崎突端正東の線以南の海域を除く。）

ア 岩手県と青森県との境界正東10海里の点

イ 下閉伊郡普代村黒崎突端正東10海里の点

ウ 宮古市重茂鯛ヶ崎突端正東10海里の点

エ 釜石市尾崎突端正東10海里の点

オ 大船渡市三陸町越喜来首崎突端正東5海里の点